

トラック運転者等の睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査助成制度実施要綱

平成18年4月 1日制定

平成20年3月17日改正

平成24年3月27日改正

平成25年3月22日改正

平成27年3月20日改正

令和元年5月14日改正

公益社団法人熊本県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、熊本県トラック協会(以下「熊ト協」という。)の会員事業者¹に雇用されている運転者・荷扱手等(以下「運転者等」という)に対する「睡眠時無呼吸症候群」(以下「SAS」という)のスクリーニング検査を促進するための助成金交付事業について、必要な事項を定め、事業を適正かつ円滑に実施し、労働災害事故防止に寄与することを目的とする。

(資格・要件)

第2条 助成対象は、熊ト協の会員事業者¹に雇用されている運転者等とする。

(助成対象検査・医療機関)

第3条 助成対象の検査医療機関は、次のとおりとする。

1. NPO法人睡眠健康研究所

〒156-0042 東京都世田谷区羽根木 1-25-16

TEL:03-5355-9941 FAX:03-5355-9956

2. NPO法人ヘルスケアネットワーク

〒536-0014 大阪府大阪市城東区鳴野西 2-11-2 大阪府トラック総合会館3階

TEL:06-6965-3666 FAX:06-6965-5261

3. 一般財団法人 運輸・交通 SAS 対策支援センター

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-2-5 全日本トラック総合会館2階

TEL:03-3359-9010 FAX:03-3356-5454

4. 熊ト協指定の助成対象検査・医療機関は、別途指定する。

(助成の対象)

第4条 助成対象検査は、SASスクリーニング検査のうち健康保険適用外である第一次検査(簡易アンケートによるチェック、解析、判定)および第二次検査(パルスオキシメーター等による簡易スクリーニング検査)までを対象とする。

(助成適否の事前確認)

第5条 会員事業者は、助成人数枠等による助成適用の可否について、事前に熊ト協の確認を得なければならない。

(申込・受付)

第6条 会員事業者は、毎事業年度4月1日から12月末の期間において、熊ト協に「スクリーニング検査事前申込書【様式1-1】」を提出して申し込むものとする。

- 2 会員事業者は、「スクリーニング検査事前申込書」の承認後、検査・医療機関に検査の予約をする。

(検査の受診)

第7条 会員事業者、申込者は、検査にあたり、「スクリーニング検査申込書兼委任状【様式1-2】」(以下「申込書兼委任状」という。)に署名・捺印し、正本を検査・医療機関に提出し、写しを会員事業者が保管する。

- 2 会員事業者は、申込者が「申込書兼委任状」の写しを求めたときは交付する。
- 3 会員事業者は、検査・医療機関に検査費を支払い、領収書を受領する。
- 4 会員事業者は、検査・医療機関より宅配便等で送られてきた検査機器で検査を実施し、検査後すみやかに検査機器を検査・医療機関に宅配便等で返却する。
- 5 会員事業者は、検査・医療機関より検査結果の報告を受ける。
- 6 「申込書兼委任状」の取扱については、検査・医療機関、会員事業者、申込者ともに、個人情報保護法に基づき、目的外利用および紛失、流失などのないよう充分注意する。

(助成額)

第8条 助成金額は、次のとおりとする。

- 1 第一次検査費用(上限1,000円/人)
- 2 第二次検査費用(上限4,000円/人)
- 3 第一次検査及び第二次検査を同時に実施している場合は合計費用(上限5,000円/人)

(助成の限度)

第9条 助成の限度は、1会員事業者あたり10名とする。

但し、助成期間内であっても予算枠に達した場合は、その時点までとする。

(助成金の請求)

第10条 会員事業者は、検査及び支払いを終了し、2月末日までに、「スクリーニング検査実績報告書【様式1-3】」を、熊ト協に提出する。提出にあたり、当該検査・医療機関の検査費明細書の写し及び領収書の写しを添付する。

(助成金の交付)

第11条 熊ト協は前条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を会員事業者に支払う。

(検査の結果報告)

第12条 事業者は、第10条に規定する助成金の請求後、SASスクリーニング検査結果及び精密検査を受診した人についてはその結果について、「スクリーニング検査結果状況等の報告【様式1-5】」により全ト協に報告するものとする。

(その他)

第13条 本要綱に記載の無い事項については、熊ト協が別にこれを定める。

(附 則)

本要綱は、令和元年5月14日から適用